

## 「中小企業の再生支援の概要」を公表

### 再生支援により約5万人の雇用を確保

- 中小企業庁 -

中小企業庁は、このほど、「中小企業の再生支援の概要」を公表した。同庁では、「産業活力再生特別措置法」に基づき、中小企業再生支援協議会を軸として、政策金融や地域中小企業再生ファンドの活用など様々な施策を結集し、中小企業の再生支援に取り組んでいる。協議会は、平成15年2月から順次、各都道府県に設置され、平成18年1月末現在、8,338社の企業からの相談に応じ、そのうち約半数は窓口相談におけるアドバイス（一次対応）によって課題が解決したほか、二次対応に移行した案件のうち796社についての再生計画策定支援が完了し、464件の再生計画の策定を支援中であり、これらの支援の結果、約5万人の雇用が確保されたとしている。

概要は次のとおり。

#### 中小企業の再生支援

##### 中小企業庁経営支援課

#### 1. はじめに

我が国経済の活性化のためには、我が国企業の99.7%を占め、日本経済の屋台骨である中小企業が破綻に追い込まれることがないよう、円滑な再生を進めることが不可欠です。特に、金融機関の中小企業にかかる不良債権処理が加速化する中で、中小企業の再生に対するニーズはますます高まっています。

これらを踏まえ、中小企業庁では、「産業活力再生特別措置法」(以下、「法

律」)に基づき、全都道府県に設置した「中小企業再生支援協議会」を軸として、政策金融や地域中小企業再生ファンドの活用など様々な施策を結集して、中小企業の再生支援に取り組んでいます。

#### 2. 中小企業再生支援協議会

##### (1) 概要

極めて数が多く、業種・企業形態も多種多様であり、地域性も強い中小企業の再生を、地域の関係者の協力を得て、きめ細かく支援するため、各都道府県にそれぞれ1カ所、経済産業大臣が認定する

都道府県商工会連合会、商工会議所又は都道府県中小企業支援センターに、「中小企業再生支援協議会」を設置しています。

中小企業再生支援協議会は、商工会議所、商工会連合会、政府系金融機関、地域金融機関、中小企業支援センター及び自治体等から構成され、関係者間の日常的な連携を図ることで、地域の实情に応じたスムーズできめ細かな中小企業の再生への取り組みを支援しています。

## (2) 支援の流れ

### ① 窓口相談（一次対応）

協議会には、企業再生に関する知識と経験を持つ専門家が常駐し、中小企業者の再生に関する相談に対して課題解決に向けた適切なアドバイスを実施します。

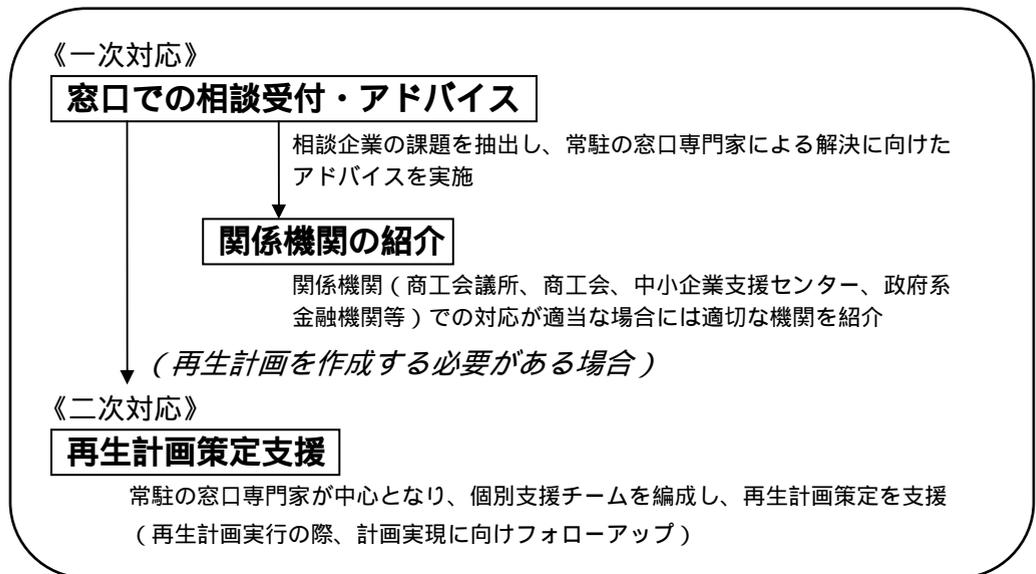
### ② 再生計画策定支援（二次対応）

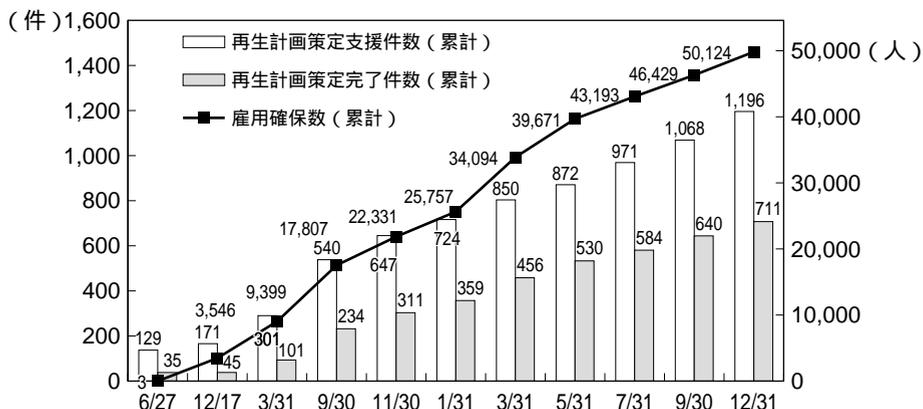
相談企業のうち、再生のためには財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業については、常駐専門家が中心となり、弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等の外部専門家と個別支援チームを編成し、再生計画の策定を支援します。

また、再生計画の実行に際しても、定期的に専門家を派遣し適切なアドバイスを行う等計画実現に向けたフォローアップを実施します。

### (3) 活動実績

協議会は、平成15年2月から順次、各都道府県に設置され、平成18年1月末現在、8,338社の企業からの相談に応じ、そのうち約半数は窓口相談におけるアドバイス（一次対応）によって課題が解決





しています。また、二次対応に移行した案件のうち、796社についての再生計画策定支援が完了し、464件の再生計画の策定を支援中です。これらの支援により、約5万人の雇用が確保されています。

#### (4) 特徴・効果

協議会は、再生計画策定支援にあたり、政府系金融機関をはじめ関係機関と連携を図りながら、公正・中立な立場で、金融機関などの関係者間の調整をお手伝いします。

また、相談企業が風評被害に遭い、不測の事態に陥ることなく安心して支援が受けられるよう、協議会関係者の秘密保持義務が、法律上、明記されています。

#### <問い合わせ先>

- 各都道府県に設置された中小企業再生支援協議会  
([http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/aisei/kyogikai\\_ichiran.htm](http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/aisei/kyogikai_ichiran.htm))

### 3. 再生支援出資事業(中小企業再生支援ファンド)

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、産業活力再生特別措置法に基づき、中小企業再生ファンドへの出資業務を行っています。本出資事業を活用し、これまで、9つの地域中小企業再生ファンドが組成されています。

これらにファンドは、中小企業再生支援協議会の支援を受けて再生を図ろうとする中小企業に対し、出資、融資、債権の買取、社債の取得等の投資を実施します。

#### <問い合わせ先>

- 各都道府県に設置された中小企業再生支援協議会  
([http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/aisei/kyogikai\\_ichiran.htm](http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/aisei/kyogikai_ichiran.htm))
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構再生支援課(再生ファンド担当)